



児童扶養手当のご案内

児童扶養手当は、母子家庭、父子家庭、両親のいない子どもを育てている養育者家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的として支給される手当です。

■ 対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童、または政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護しているひとり親家庭等の母・父、または養育者が対象になります。

児童については、下記（1）～（8）のうちいずれかに該当している必要があります。

- （1）父母が離婚した（事実上の婚姻関係・内縁関係の解消を含む）
- （2）父または母が死亡した
- （3）父または母が政令で定める程度の障害の状態に該当する
- （4）父または母の生死が明らかでない
- （5）父または母から1年以上にわたり遺棄されている
- （6）父または母が1年以上にわたり拘禁されている
- （7）未婚の母が出産した
- （8）父または母が裁判所からDVによる保護命令を受けた

（5）遺棄について

- ・遺棄とは、父または母が児童と同居せず、児童を監護する意思と監護している事実が客観的に認められない場合、父または母による現実的な扶養が期待されない場合等が該当します。
- ・出稼ぎや単身赴任のように、目的が達成されれば帰ってくる場合は該当しません。
- ・離婚調停が1年以上にわたり長引いている状況で、父または母が児童を監護していない場合等も、総合的な状況の判断により、遺棄に該当する場合があります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、児童扶養手当の対象にはなりません。

- ・児童が里親に委託されている、または児童福祉施設に入所しているとき
- ・児童の父または母が事実婚状態にあるなど、婚姻可能な異性と同居しているとき
- ・対象者が母または養育者の場合、児童が父と生計を同じくしているとき（母が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く）
- ・対象者が父の場合、児童が母と生計を同じくしているとき（父が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く）
- ・対象者または児童が日本国内に住所がない場合

申請・届出・問合せ窓口		住 所	代表電話番号
青葉区役所	保育給付課 子育て給付係	〒980-8701 青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
宮城野区役所		〒983-8601 宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所		〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所		〒982-8601 太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
泉区役所		〒981-3189 泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111
青葉区宮城総合支所	保健福祉課 保育給付係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
太白区秋保総合支所	保健福祉課 福祉係	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111

申請・届出は、お住まいの住所を管轄する区役所・総合支所へお願いいたします。

■ 支給日・支給額等

【支給日】

手当は、申請した月の翌月分から支給されます。定期支給日は奇数月の11日（11日が銀行休業日の場合は、その直前の営業日）で、それぞれ前月分までの2か月分の手当が指定の口座に振り込まれます。

支給月	1月	3月	5月	7月	9月	11月
支給対象の手当	11・12月分	1・2月分	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分

【支給額】

児童扶養手当の支給額は、手当を申請する方とその扶養義務者の前年（1月～9月に申請する場合は前々年）の所得額によって決まります。手当を申請する方の所得額が所得上限額以上である場合、手当の一部額または全額が支給停止となります。また、同居している扶養義務者の所得額が一人でも所得上限額以上である場合は、全額が支給停止となります。

なお、申請者、配偶者および同居している18歳以上の扶養義務者全員の所得申告が必要です。

※「扶養義務者」とは、申請者と同居する（同一の住所で世帯を分けている場合も含む）直系血族及び兄弟姉妹（祖父母、父母、子等の2親等以内の血族）です。

◆ 支給区分と手当月額 ◆

（令和6年4月～）

児童数		全部支給額	一部支給額	支給停止 （一部支給の上限額以上のとき）
児童1人の場合		45,500円	45,490円～10,740円	手当は支給されません （受給資格はなくなりません）
児童2人以上 の加算額	2人目	10,750円	10,740円～5,380円	
	3人目以降	6,450円/人	6,440円～3,230円/人	

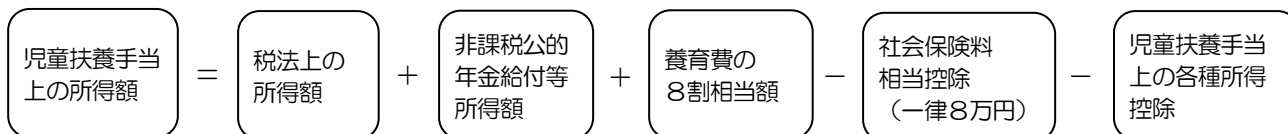
【所得額の算出方法】

税法上の所得額（給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合は、合計額から10万円を控除した額）に、受け取った養育費の80%（1円未満四捨五入）を加算した額から、社会保険料相当分や児童扶養手当上の各種控除を差し引いた額で算出します。手当を申請する方が母の場合「寡婦控除」「ひとり親控除」、父の場合「ひとり親控除」は控除されません。（扶養義務者、配偶者の場合は控除対象となります）

令和3年3月分以降の手当は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等が含まれます。

※「障害基礎年金等」とは国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金などです。

「非課税公的年金給付等」とは障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償などです。



◆ 児童扶養手当上の各種所得控除と控除額 ◆

種類	控除額	種類	控除額
障害者控除	27万円	雑損控除	税法上の控除額
特別障害者控除	40万円	医療費控除	
寡婦控除	27万円	配偶者特別控除	
ひとり親控除	35万円	小規模企業共済等掛金控除	
勤労学生控除	27万円	肉用牛の売却による事業所得控除	

【一部支給の場合の手当額の算出方法】

手当額 = 対象児童数における一部支給の最大額 - (所得額 - 扶養人数別全部支給の所得上限額) × 係数
 ※ 下線部は10円未満四捨五入

※ 係数は、物価指数等の変動に応じて改正されます。令和6年4月時点の係数は、

第1子が0.0243007、第2子が0.0037483、第3子以降が0.0022448です。

◆ 所得上限額（年間所得額） ◆

扶養親族の数	所得上限額 ※（）内は収入額の目安			扶養義務者、配偶者（重度障害）の所得上限
	全部支給の場合	一部支給の場合	孤児等の養育者の場合（全部支給のみ）	
0人	49万円 (122.0万円)	192万円 (311.4万円)	236万円 (372.5万円)	236万円 (372.5万円)
1人	87万円 (160.0万円)	230万円 (365.0万円)	274万円 (420.0万円)	274万円 (420.0万円)
2人	125万円 (215.7万円)	268万円 (412.5万円)	312万円 (467.5万円)	312万円 (467.5万円)
3人	163万円 (270.0万円)	306万円 (460.0万円)	350万円 (515.0万円)	350万円 (515.0万円)
4人目以上	1人につき38万円を加算			

※ 収入額は、給与所得者を例とした目安の額です。その他の収入や控除がある場合は、額が異なります。

※ 「扶養親族等の数」とは、課税台帳上の同一生計配偶者及び扶養親族の人数をいいます。

※ 「孤児等の養育者」とは、父母のない児童等を養育する児童の直系血族・兄弟姉妹以外の方です。

※ 扶養親族等の中に下記の方がいる場合は、所得上限額に次の額を加算した額が上限額となります。

(1) 本人の場合

- ① 同一生計配偶者（老人）又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円
- ② 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族 1 人につき 15 万円

(2) 扶養義務者・配偶者（重度障害）・孤児等の養育者の場合

- ① 老人扶養親族の他に扶養親族等がいる場合、老人扶養親族 1 人につき6万円
- ② 老人扶養親族の他に扶養親族等がない場合、老人扶養親族から 1 人を差引いた人数 1 人につき6万円

【 公的年金を受給している場合の手当額 】

制度改正により、令和3年3月分以降の手当は、児童扶養手当の支給額が障害基礎年金等の子の加算部分の月額より高い場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

障害基礎年金以外の公的年金等（遺族年金、老齢年金など）を受給している方については、公的年金等の月額が児童扶養手当の支給額より低い場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

【 一定期間経過後の手当額の減額 】

受給資格者が母または父の場合、次のいずれか早い方を経過したときに、手当額が2分の1に減額される場合があります。（祖父母等の養育者である受給資格者には適用されません。）

- ① 支給開始の月から5年を経過したとき（認定請求をした日において3歳未満の児童を監護している場合は、その児童が3歳に達した月から起算して5年を経過したとき）
- ② 離婚等の手当の支給要件に該当した月から7年を経過したとき（平成22年8月1日時点で、既に支給要件に該当している父子家庭の方は、平成22年8月から起算して7年を経過したとき）

ただし、これらの条件に該当した時点以降、次の(1)～(4)のいずれかに当てはまる場合には、2分の1に減額されません。対象となる受給資格者は、下記の状態にあることがわかる書類を添えて、届出が必要です。（以降、毎年届出が必要です。）なお、届出が遅れた際は、減額となる場合があります。

- (1) 就業している又は求職活動等の自立を図るための活動をしている
- (2) 受給資格者が政令で定める程度の障害の状態にある
- (3) 疾病、負傷又は要介護状態等により就業することが困難
- (4) 監護する児童又は親族の介護を行う必要があり就業が困難

■ 現況届 … 受給資格の確認および更新

児童扶養手当の受給資格者（支給停止中の方も含む）は、毎年現況届を提出する必要があります。毎年7月末に現況届を送付いたしますので、必要書類を添付して8月末までに必ず提出してください。現況届及び前年の所得について審査のうえで、その年の11月から翌年10月までの手当額が決定されます。（現況届を提出されない場合、11月分以降の手当が支給されません。）なお、現況届を2年間提出しない場合、時効により受給資格が失われますのでご注意ください。

■ 新規申請手続き

認定請求書に必要書類等を添えて、お住まいの区の区役所・総合支所の窓口申請してください。申請する方の状況により必要書類等が異なりますので、事前に申請先の窓口にご確認ください。

【申請の際に持参するもの】

- ① 戸籍の全部事項証明書（原本）
- ② 通帳やキャッシュカードなど、申請者名義の振込口座がわかるもの（コピー可）
- ③ 年金手帳（コピー可） ④ 申請者と対象児童の健康保険証（コピー可）
- ⑤ マイナンバーカードなど申請者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（コピー可）

◆ ①戸籍の全部事項証明書について ◆

- ・ 1か月以内に発行のもので、手当を申請する方と児童の戸籍が別の場合はそれぞれ提出が必要です。
- ・ 申請理由が離婚の場合は、離婚日が記載されているものが必要です。※改製原戸籍が必要な場合があります。
- ・ 外国籍の方は、戸籍の代わりに「婚姻関係がないと確認できる公的書類(原本)」と「公的書類を日本語訳したもの(日本語訳は内容について第三者が証明したものに限り)」が必要です

【窓口で記入する書類】

- ① 認定請求書 ② 公的年金調書 ③ 生計維持に関する調書
- ④ 現況調書 ⑤ 養育費等に関する申告書（該当者） ⑥ 所得状況届（該当者）

【その他、申請する方の状況により提出が必要となるもの】

- ① 住民票 … 対象児童が仙台市外に居住の場合
対象児童と同居の方全員分（世帯分離など同居所で住民票を別にしている方を含む）の1か月以内に発行された続柄、本籍、履歴の記載がある住民票が必要です。
- ② 診断書、年金証書 … 父又は母が政令で定める程度の障害がある場合
診断書・年金証書が必要です。なお、国民年金の障害基礎年金1級受給者は、診断書の提出を省略することができます。
- ③ 拘禁証明書 … 父又は母が1年以上にわたり拘禁されている場合
連続で1年以上拘禁されている（未決拘留期間を含み、保釈・仮出所等の期間は含まない）ことの証明書が必要です。
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、パスポート、出生証明等 … 外国籍の場合
- ⑤ a「保護命令決定書の謄本と確定証明書」、またはb「児童扶養手当請求用の確定証明書」
… 父または母が、裁判所からDVによる保護命令を受けた場合
aまたはbのいずれかが必要です。
- ⑥ 公的年金給付等受給証明書等
… 請求者が公的年金等の支給を受けている場合、または児童が公的年金等の支給を受けているか加算対象となっている場合
公的年金等の支給を受けていることを証明する書類が必要です。
- ⑦ その他の書類（各種申立書等）… 必要に応じて、ご案内いたします。

■ 届出が必要な場合

次のような場合は、区役所・総合支所の担当窓口へ届出が必要となります。

- ◆ 受給者が婚姻したとき（事実婚を含む）、婚姻可能な異性との同居が始まったとき、亡くなったとき
- ◆ 受給者や児童の住所や氏名、手当が支給される振込口座の情報が変わったとき
- ◆ 児童扶養手当の対象となる児童の人数が増減があった、または同居の家族構成が変わったとき
- ◆ 受給者や児童が仙台市外へ転出するとき
- ◆ 受給者が児童を監護しなくなったとき
- ◆ 児童が施設に入所したとき、退所したとき
- ◆ 児童が里親に養育されるようになったとき、養育されなくなったとき
- ◆ 児童扶養手当証書を無くしたとき
- ◆ 受給資格者・扶養義務者が所得の修正申告をしたとき
- ◆ 受給者・対象児童が公的年金を受けることになったとき、公的年金の金額が変わったとき